

用語解説

用語解説

※1 都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図ることを目的とした法律。

※2 立地適正化計画制度

居住や都市機能施設^{※15}の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク^{※24}のまちづくりを進める制度。

※3 居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

※4 都市機能誘導区域

誘導施設^{※5}を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

※5 誘導施設

人口減少・高齢化社会においても、市民の生活利便性を維持するために、その立地を誘導すべき都市機能施設^{※15}。

※6 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)

一の市町村を越える広域的見地から、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、都市計画法第6条の2に基づき定めた方針。

※7 総合振興計画

地域づくりの最も上位に位置付けられる行政計画であり、長期展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示した計画。

※8 アクションプラン

目的を遂げるための戦略、基本方針及び実施する具体的な行動内容を示した計画。

※9 まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、出生数の増加、新たな雇用機会の創出及び定住を促進する施策を定めた戦略。

※10 都市計画マスタープラン

都市をとりまく社会・経済環境、市民ニーズ、まちづくりの課題などを踏まえ、魅力あるまち、希望もてる坂戸のまちづくりを目指して、都市計画法第18条の2に基づき、都市計画の方針を総合的かつ体系的に示した計画。

※11 将来都市構造

都市の将来像や都市づくりの目標の達成を目指して、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表した目指すべき将来の都市の姿。

※12 都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。本市は全域が指定されている。

※13 市街化区域

都市計画区域^{※12}のうち、既に市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※14 誘導施策

まちづくりの方針や将来都市構造の実現に向けた、居住や都市機能の誘導に資する施策。

※15 都市機能施設

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の福祉又は利便のため必要な施設。

※16 都市計画運用指針

今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいか等についての原則的な考え方を示した指針。

※17 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)

人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省に置かれる研究機関。本計画では「社人研」と略している。

※18 将来人口推計

少子化等の状況について、観測された人口学的データの過去の傾向や現在の趨勢を将来に投影して、人口の指数を計算すること。

※19 コーホート要因法

男女、年齢5歳階級別人口を基準とし、人口変動の要因である生残率、出生率等の仮定値を当てはめ、将来の人口予測を計算する方法。

※20 生残率

ある年齢の人口が、5年後に生存している率。

※21 子ども女性比

15歳から49歳の女性人口に対する0歳から4歳人口の割合。

※22 0-4歳性比

0歳から4歳における、女性100人に対する男性の数。

※23 市街化調整区域

都市計画区域^{※12}のうち、市街化を抑制すべき区域。

※24 コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化社会においても、安心・安全・健康・快適に生活でき、財政面や経済面においても持続可能な都市を目指し、都市機能施設^{※15}や住居がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩や公共交通等によりこれらの都市機能施設にアクセスできるような都市構造。

※25 都市構造の評価に関するハンドブック(ハンドブック)

各都市におけるコンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、都市構造の評価手法をとりまとめたもの。本計画では「ハンドブック」と略している。(平成26年8月国土交通省都市局都市計画課作成)

※26 端末交通手段

1つのトリップ(人がある目的をもってある地点からある地点へ移動する単位)の中でいくつかの交通手段を用いている場合、出発地・目的地と代表的な交通手段をつなぐ交通手段。

※27 パーソントリップ調査

都市交通の実態を捉えるため、人の動きに着目し、「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べる調査。

※28 公共交通の機関分担率

公共交通を手段とするトリップ数(人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位)が、全交通手段のトリップ数に占める割合。

※29 三大都市圏

首都圏(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)、中京圏(愛知県、岐阜県、三重県)、近畿圏(大阪府、京都府、兵庫県)の総称。(都市構造の評価に用いる都市規模別の平均値を示している。ハンドブック^{※25}による。)

※30 人口カバー率

ある施設等の徒歩圏域内の人口が、総人口に占める割合。

※31 メタボリックシンドローム

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態。

※32 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害防止法第9条に基づき指定された区域。本市では平成26年3月に、大字多和目及び西坂戸三丁目の2か所が指定されている。

※33 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、土砂災害防止法第7条に基づき指定された区域。本市では平成26年3月に、大字多和目及び西坂戸三丁目の2か所が指定されている。

※34 浸水想定区域

洪水により相当な被害のおそれがあるとして、河川管理者が指定した河川が氾濫した場合に、浸水が想定される水防法第14条に基づく区域。

※35 消防活動困難区域

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離(140m)以上離れた区域。

※36 緊急避難場所

災害発生時、身の安全を確保するため、緊急的に避難する場所。災害種別ごとに分かれている。

※37 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策に関わる経費。

※38 義務的経費

歳出における人件費、扶助費^{※37}及び公債費。

※39 都市インフラ

都市インフラストラクチャーの略。道路、河川、鉄道、公園、水道、ごみ・し尿処理施設などの社会生活、産業経済の基盤施設。

※40 民生費

障害者や高齢者の福祉サービス、子育て支援、生活保護などに係る経費。

※41 低未利用地

利用されていない土地又は個々の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地。

※42 公共施設等マネジメント計画

限られた財源の中、高齢化、少子化等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、老朽化していく公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために作成された計画。

※43 公的不動産

国、地方公共団体等が保有する不動産。

※44 立地適正化計画作成の手引き(手引き)

立地適正化計画の作成を支援する観点から、当該計画の作成手順や留意点などを記述した手引き。本計画では「手引き」と略している。(平成28年4月国土交通省都市局都市計画課改訂)

※45 交通結節点

鉄道の乗継駅、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のように複数の交通導線が結節する箇所。

※46 高次都市機能

文化施設や百貨店など、都市の活力を牽引し、まちなかの賑わい創出につながる、市全体及び広域圏を対象にサービスを提供する機能。

※47 既成市街地

都市において、既に建物や道路などが整備され、市街地が形成されている地域。

※48 市街地開発事業

都市計画法に掲げられた事業で、一定の地域を面的に開発又は整備する事業のこと。土地区画整理事業^{※49}等の事業がある。

※49 土地区画整理事業

地区内の土地の権利者が土地の一部を提供し(減歩)、その土地を利用して道路や公園などの公共施設を整備、改善するとともに、整然とした市街地を整備することにより、宅地の利用増進を図る事業。

※50 開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。

※51 建築等行為

建築物の新築、増築、改築、移転及び用途の変更。

※52 用途地域

建築物が無秩序に混在することを防ぐため、建築できる建物の用途等を定めた、都市計画法第8条に基づき指定された地域。用途地域の種類は、低層住宅地、中高層住宅地、商業地、工業地など市街地の種類に応じて13種類ある。

※53 地形地物

道路、鉄道、河川等の土地の範囲を明示するのに適当なもの。

※54 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などを定めて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

※55 公共施設跡地等利用基本方針

市が保有する公共施設の跡地、その他の市が保有する用途が定められていない土地及び建物の活用方法を示した指針。

※56 PDCAサイクル

Plan Do Check Action サイクルの略で、計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返すことによって、継続的に改善していく仕組み。

※57 地価公示価格

地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が都市計画区域等において標準地を選定し、毎年1月1日における地価を判定し公示するもの。